

会議の名称	第57回座間市個人情報保護審査会会議録
開催日時	令和3年3月24日（水）14時00分～15時00分
開催場所	市役所4階 4-3会議室
出席者	（委員）齋藤委員、宮下委員、宮本委員、山口委員、山田委員
	（事務局）久保情報公開係長、田口主任
	（実施機関）三本警防課長、船元主査

公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開	傍聴人	0人
議題	1 会長及び副会長の選任 2 諮問事項 諮問番号76「現場撮影用小型カメラ撮影に関する事務」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の取扱目的以外の目的のための利用 ・ 本人通知の省略 3 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第8条第2項の規定に基づく報告事項（新規） 		
資料の名称	第57回個人情報保護審査会資料		
会議の結果	1 会長及び副会長の選任 会長は齋藤委員、副会長は山口委員に決定。 2 諮問事項 諮問番号76 諮問内容を適当なものと認める。 3 報告事項 条例第8条第2項の規定に基づき報告された案件について、意見はない。		
会議の内容	<p>（事務局：久保）ただいまより、個人情報保護審査会を開催させていただきます。</p> <p>本日は、過半数の委員の御出席をいただいておりますので、座間市個人情報保護条例第51条第2項の規定により、会議が成立することを御報告します。</p> <p>本日は、新しい任期での初めての審査会ですので、会長と副会長の選任に移らせていただきます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※個人情報保護条例第50条第1項及び情報公開条例第25条第1項「審査会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。」</p> <p>委員から自薦、他薦がなかったため、事務局案を提示。採決の結果、委員全員一致で承認。</p> </div> <p>それでは、齋藤委員が会長に、山口委員が副会長に就任していただくことで決定しました。</p>		

会長、副会長の御挨拶をお願いします。

《会長、副会長の挨拶》

ありがとうございました。

これから審議に移ります。諮問に係る担当課の職員を入室させます。

《実施機関職員入室》

個人情報保護条例第51条第1項の規定により、会長に議長をお願いします。

(会長) それでは、議事進行について、各委員の御協力をお願いします。まず諮問事項について、事務局から説明をお願いします。

諮問事項

《事務局説明及び実施機関職員による補足説明》

(会長) 質問、意見がある方はどうぞ。山田委員。

(山田委員) 収集の理由に災害時等という表現がありますが、基本的には災害時を想定しているということでしょうか。

(実施機関：三本) そのとおりです。

(山田委員) 災害を想定している収集理由になっていて、災害時等という表現は適切ではないと考えています。等を使用しない表現に工夫したほうがよいと考えますが、いかがですか。

(実施機関：三本) 小型カメラを使用し現場で活動したが、災害ではなかったということを想定し、等という表現を使用しています。

(会長) 等を使用しない余地はありますか。

(実施機関：三本) 現状、小型カメラの使用を災害時で使用しているため、等を削除しても問題ないです。

(会長) 各委員、等を省くということでしょうか。

(各委員) 異議なし。

(会長) ほかにありますか。山田委員。

(山田委員) 建物及び車両は、他の情報と紐づけないと個人情報に当たらないと考えますが、いかがですか。

(実施機関：三本) 建物及び車両の火災で、小型カメラに所有者が間接的に撮影されることにより、個人情報に紐づけられることを想定しています。

(山田委員) 建物及び車両が個人情報に当たるというのは、消防特有でしょうか。

(宮本委員) 消防以外に、建物を撮影するという業務は、土木や水道の部門にもあります。

(山田委員) 他の部門にも同様の業務がある場合には、そうした業務にも同様の取扱いが必要と考えます。

(事務局：久保係長) 写真を撮影する事務の登録簿については、他の変更がある場合、併せて変更していきます。

(会長) ほかにありますか。宮本委員。

(宮本委員) 個人情報を他課に利用させる場合、SDカードに複写して渡すのですか。

(実施機関：三本) そのとおりです。要綱に取扱いを定めています。

(宮本委員) 個人情報の利用先も、個人情報の取扱いを要綱等で定めていますか。

(実施機関：三本) 定めていません。

(宮本委員) 個人情報を収集する担当課は、要綱等で個人情報の取扱いを徹底しているが、利用先は徹底していないことがあります。個人情報の取扱いを徹底するために、利用先にも要綱等で定めてください。

(実施機関：三本) 御指摘のとおり、利用先にも個人情報の取扱いを徹底します。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

ないようですので、ここで採決を行います。

諮問事項について、本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の取扱目的以外の目的のための利用について、相当な理由があると認めてよろしいでしょうか。また、併せて本人通知を省略してよろしいでしょうか。

諮問内容に賛意を示される方は、挙手をお願いします。

《挙手全員》

(会長) ありがとうございます。

よって、挙手全員ですので、本人以外からの個人情報の収集及び個人情報の取扱目的以外の目的のための利用について、相当な理由があると認めます。また、併せて本人通知を省略してよいものとします。

諮問事項については、以上とします。

では、担当の職員は退出してください。

《実施機関職員退室》

(会長) 本日の諮問事項は以上です。

続いて、答申書について事務局からお願いします。

(事務局：久保) ただいまから本日の諮問事項に対する答申書案をお配りします。確認いただいた後、内容について御了承いただけましたら、会長に署名をお願いします。

《事務局が答申案の配布》

(会長) それでは、答申案について、御了承いただける方は挙手をお願いします。

《挙手全員》

挙手全員ですので、答申書を了承したものとします。

《会長が答申書に署名》

(事務局：久保) ありがとうございました。

答申書について、事務局からは以上です。

(会長) それでは、報告事項の審議に移ります。条例第8条第2項の規定に基づく報告事項（新規）について、事務局からお願いします。

報告事項

《事務局説明》

(会長) ただいまの報告事項について、質問、意見がある方はどうぞ。

(山田委員) 連番1の登録簿について確認です。個人情報の項目名で、公的扶助を収集しているとのことですが、収入及び資産は給付の判定基準ではないということでしょうか。

(事務局：久保) そのとおりです。

(会長) ほかに質問、意見はありませんか。

(各委員) なし。

(会長) ないようですので、報告事項については以上とします。

それでは、審査事項については全て終了しましたので、会議の進行を事務局にお返しします。

(事務局：久保) 全ての事項につきまして、円滑に御審議いただき、ありがとうございました。次回の個人情報保護審査会は6月に開催予定です。

以上で、第57回座間市個人情報保護審査会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

報告事項 個人情報取扱事務登録簿の新規登録（条例第8条第2項）報告事案

連番	登録担当課	登録理由	登録番号	事務の名称	登録年月日	取扱開始日	収集先	本人以外からの収集の根拠	個人情報を取り扱う目的	利用、提供先	利用、提供項目
1	子ども政策課	事業の新規開始	1001-009	座間市赤ちゃん応援すくすく給付金に関する事務	令和2年9月14日	令和2年9月15日	本人 戸籍住民課	—	給付金対象者の把握、申請書類の受付、審査、（不）支給決定通知、給付	—	—
2	企画政策課	事業の新規開始	0201-020	市制施行50周年記念の冠使用に関する事務	令和2年10月1日	令和2年10月1日	本人	—	受付、審査、（不）承認、通知	—	—